

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（農福連携推進コーディネーター）採用試験募集案内

◆鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 就労支援担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階）
電話（0857）26-7889 <https://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月27日（火）～2月13日（金） ◎郵送及び持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年2月13日（金）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	令和8年2月20日（金）午後2時から ◎集合時間・集合場所は各受験者に別途お知らせします。
試験会場	鳥取県庁議会棟3階 第15会議室（鳥取市東町一丁目220）
試験結果発表日	令和8年2月26日（木）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
農福連携推進コーディネーター	1名	(1) 農福連携に係る、農家への受託作業の提案 ・交渉及び受託する障がい者施設の掘り起こし (2) 農家、障がい者施設両者への受託契約に関する支援 (3) 自主事業として農業に取り組む障がい者施設の支援 (4) 関係機関の連携促進に係る会議の開催、企画立案の補助及び他県の農福連携の取組に関する情報収集 (5) 農産物の6次化や販路拡大の取組における関係機関（鳥取県障がい者就労事業振興センター等）との調整	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 (※勤務場所については、農林水産部農業振興局経営支援課となります。)

＜求める人材＞

- ・障がい者の就労支援に関する知見を有すること。
- ・パソコン（ワード・エクセル）を使用ができる人

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
次のいずれにも該当する者であること。
 - ・農林水産業の経営、技術指導若しくは販路拡大又は障がい者施設における農福連携に関する実務経験若しくは知見を有すること。
 - ・普通自動車の運転免許を取得している人
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
作文試験	150点	作文による筆記試験（受験申込時に提出） テーマ：「鳥取県における農福連携」について、自身の認識や取り組んでみたいことなどについて記載（800字程度）
人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験（約20分）

5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 12,590円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（配置所属により労災）対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日 (午前8時30分から午後5時15分まで。休憩60分。) ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。</p> <p>(2) 運転免許証の写し 1部</p> <p>(3) 作文（A4判縦長、横書き1枚、800字程度） 冒頭に氏名を記入の上「鳥取県における農福連携」について、ご自身の認識や取り組んでみたいことなどについて、文字ソフト（Word等）を使って横40字×縦20行で作成してください。</p>
-------	---

申込先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 就労支援担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎2階） 電話(0857)26-7889
申込書の記載方 法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入ください。 <u>携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。</u> 4 最終学歴欄には、最終学歴だけ記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
注意事項	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員（農福連携推進コーディネーター）受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

8 採用予定者の決定方法

作文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者を決定します。
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

受験者全員に合否を文書で通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点及び順位	試験結果発表日から1月間	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課（県庁本庁舎2階）

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒【定型長形3号（12cm×23cm）】を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始10分前までに試験会場に来場し受付を終えてください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

《試験会場案内図》

